

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

夫は厚生年金保険の被保険者であったが、私は、将来のために国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。

国民年金保険料の納付が苦しくても、納期限には遅れないように納付してきたので、申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

家計簿など国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間においては、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和50年9月12日に国民年金に任意加入している上、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認でき、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月まで

私は、60 歳になる前に、60 歳以降も国民年金に任意加入することができると知り、60 歳以降も継続して国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかないため、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳以降も国民年金に任意加入することができると知り、60 歳以降も継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の国民年金被保険者資格は、60 歳到達時の昭和 62 年 2 月 3 日に喪失後、国民年金の高齢任意加入を 63 年 7 月 1 日にしていることから、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、申立人の国民年金の高齢任意加入手続は、資格喪失時の国民年金手帳記号番号で行われており、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中に納付した金額を 3 か月分で「12,000 円から 13,000 円くらいであった。」と述べているが、実際に納付した場合の国民年金保険料額（21,300 円から 22,200 円）と相違している上、国民年金の高齢任意加入手続についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

昭和57年4月に会社を退職して、個人で事業を始めた際に、妻が私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

国民年金の加入手続の際に受け取った国民年金手帳には、被保険者となった日は「昭和57年4月1日」と記載されており、当時の確定申告書も所持しているので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和61年4月ころと推認され、その時点では、申立期間のうち、57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年5月までの期間は厚生年金保険第4種被保険者（厚生年金保険の任意継続制度）であることが確認できる上、申立人が夫婦で申立期間の国民年金保険料を納付していた資料として提出した58年の確定申告書にも、厚生年金保険料を納付したことを示す「厚生年金431,545円」、及び申立人の妻の国民年金保険料と考えられる「国民年金68,130円」との記載がある。このほか、59年及び60年の確定申告書についても1人分の国民年金保険料（73,470円及び79,320円）の記載しか無く、申立人が「申立期間当時は妻と二人で事業を行っており、従業員は使っていなかった。」と述べていることから、当該期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付して

いたとは考え難い。

さらに、申立人が提出した昭和 61 年の確定申告書には、国民年金保険料を納付したことを示す記載「国民年金 148,020 円」があるものの、当該金額は、社会保険庁のオンライン記録で納付済みとなっている申立人の妻の 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料 20,220 円、及び申立人と妻の二人の同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料 127,800 円を納付した場合の合計金額と一致することから、妻が夫婦二人分の国民年金保険料の納付を開始したのは、61 年 4 月からと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付時期や納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年2月まで期間及び42年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から42年2月まで  
② 昭和42年9月

昭和40年代に、それまでの未納分の国民年金保険料をまとめて、A町役場の窓口で納付した。60歳の時に、同町の役場担当者から「完納です。」と言われたことを覚えているので、申立期間についての保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年代に申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、直後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和46年6月ころに夫婦連番で払い出されていることが推認できるところ、社会保険庁の記録により、50年12月27日に43年4月から46年3月までの保険料を特例納付し、55年6月28日に36年4月から38年6月までの保険料を特例納付していることが確認できるものの、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入被保険者であり、特例納付によって保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、A町から転居しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期及び金額についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案173

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から同年12月まで  
② 昭和41年から43年まで  
③ 昭和53年から55年まで

申立期間①は、A社で道路工事や河川護岸工事に従事した。申立期間②は、B社でテトラポッド製造に従事した。申立期間③はC社でダンプの運転手として働いた。

しかしながら、社会保険事務所に照会したところ、これらの申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であった。

これらすべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和40年5月14日取得～同年10月31日離職）及び複数の同僚の証言から、申立人は雇用保険の加入期間においてA社に、季節労務者として勤務していたものと推認される。

しかしながら、当時の上司（現場代理人）は、「季節労務者は厚生年金保険には加入させず、保険料の控除も無かったと記憶している。」と証言しており、複数の同僚の証言から、当時の従業員数は、季節労務者を含めて25人程度と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における被保険者数は最多で11人である上、当該11人すべてについて1年以上継続して加入記録が存在しており、春から冬の期間だけ加入している短期間の被保険者は存在しないことから、申立期間当時、A社では、季節的に雇用し、雇用期間が1年に満たない従業員については、



厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、当時の上司が、申立人にA社の就職を紹介したと記憶している同職種の同僚（人夫頭）については、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間において、同社における厚生年金保険の加入記録が存在せず、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は平成16年10月に適用事業所ではなくなっており、合併により事業を承継している事業所においても、当時の資料は引き継がれていないとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用についての関連資料や証言を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録（昭和41年4月11日取得～同年9月11日離職、42年4月18日取得～同年11月17日離職、43年4月17日取得～同年9月15日離職）及び同僚の証言から、申立人は、雇用保険の加入期間において、季節労務者としてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「当時、季節労務者は日雇健康保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」、「当時の従業員数は、季節労務者を含めて150人程度であった。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における被保険者数は最多で57人であることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が存在していたものと推認される。

また、申立人と同職種の同僚3人は、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間について、B社における厚生年金保険の加入記録が存在せず、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人は、昭和53年から55年までC社に勤務していたと主張しているが、申立人には、52年11月1日（取得）から54年6月26日（離職）までの期間は別の事業所（D社）における雇用保険の加入記録が存在しており、55年4月1日からは別の事業所（E社）で厚生年金保険の資格を取得している。一方、複数の同僚からは申立人を覚えている旨の証言を得ており、C社における雇用保険の加入記録（昭和54年7月8日取得～55年2

月11日離職)から、申立人は、申立期間のうち、54年7月8日から55年2月11日までの期間について同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、C社では、「当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、臨時やアルバイト等の期間の短い人については厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べており、同僚の証言から当時の従業員数は30人～35人程度であったと考えられるところ、同社において申立人の雇用保険の加入記録が存在する期間における厚生年金保険被保険者数は最多で19人であることが確認できることから、同社では、当時、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が存在していたものと推認される。

また、C社から提出を受けた「昭和54年度元帳(損益計算書)」を見ると、「臨時備員費」として給与が支出されている従業員の中に申立人の名前が確認できる。同社の現役員は、「臨時備員とは、仕事が忙しい時に仕事をお願いしていた臨時やアルバイト等の短期雇用者のことであり、厚生年金保険については希望者にはかけていたと思うが、賃金がそんなに高くなかったので、臨時備員のほとんどは厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、「昭和54年度元帳(損益計算書)」に「臨時備員費」として給与が支給された旨の記載がある当時の従業員11人(申立人を含む。)のうち、申立人と同じ職種(ダンプ等の運転手)であることが確認できた同僚2人を含む9人については、昭和54年度を通して厚生年金保険の加入記録が存在していない。このため、申立人の勤務期間が約7か月であることを踏まえれば、この間に支出の費目を変更する特段の事情が見当たらない以上、申立人についても厚生年金保険に加入しないまま勤務していたものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。